

都型学童クラブ事業実施要綱

平成22年6月16日付22福保子家第222号
一部改正 平成23年3月22日付22福保子家第1192号
一部改正 平成24年8月24日付24福保子家第298号
一部改正 平成28年1月14日付27福保子家第1012号
一部改正 平成28年11月7日付28福保子家第792号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ事業」という。）の一層のサービス向上のため、都型学童クラブ事業の実施に当たっての必要な事項を定め、もって放課後児童の健全育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「都型学童クラブ事業」とは、次条、第4条及び第6条に定める要件を満たすと知事が認めるものであって、区市町村が実施する、又はその運営費の補助を行う学童クラブ事業をいう。

2 この要綱において、「都型学童クラブ事業所」とは、前項に定める都型学童クラブ事業により運営される学童クラブ事業所をいう。

3 この要綱において、「専用区画」とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養をするための機能を備えた区画をいう。

4 この要綱において、「放課後児童支援員」とは、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事が行う研修を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。）をいう。

5 この要綱において、「補助員」とは、放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。

第2章 都型学童クラブ事業

(運営主体)

第3条 都型学童クラブ事業所の運営主体は、株式会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人

その他の者であって、区市町村が適当と認めた者とする。ただし、区市町村は除く。

(実施要件)

第4条 本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- ① 専用区画において、児童1人につき1.65㎡以上の有効面積を確保すること。
- ② 基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上配置すること。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。
補助員は、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1に定める「子育て支援員基本研修」及び別表2-3に定める「子育て支援員専門研修(放課後児童コース)」を修了していることが望ましい。
なお、1日のうち放課後児童支援員及び補助員が交代制をとる場合は、十分な引継ぎ時間を確保するよう努めること。
- ③ 都型学童クラブ事業所に従事する放課後児童支援員のうち1人は、常勤職員であること。
- ④ 一の支援の単位を構成する児童の数は、10人以上70人以下とすること。
なお、おおむね40人以下とすることが望ましいものであること。
- ⑤ 都型学童クラブ事業所は、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く毎日開所すること。ただし、開所日の前日までに当該開所日における利用希望児童がいないことが明らかになっている場合は、この限りでない。この場合において、都型学童クラブ事業所の運営主体は、急な利用申込みに対応できる体制を確保しなければならない。
なお、利用児童が少ない開所日において、同一事業所内の複数の支援の単位を合同として一の支援の単位として事業を実施することは差し支えない。ただし、その場合においても基準に定める職員配置等の各要件を満たすこと。
- ⑥ 都型学童クラブ事業所は、平日にあつては午後7時以降まで、また、土曜日、長期休暇期間その他の学校休業日にあつては午前8時から午後7時以降まで(以下この号において「基本開所時間」という。)開所すること。ただし、当該開所日における利用希望児童がいないことが明らかになっている場合はこの限りでない。この場合において、都型学童クラブ事業所の運営主体は、急な利用申込みに対応できる体制を確保しなければならない。
なお、利用児童が少ない時間帯において、同一事業所内の複数の支援の単位を合同として一の支援の単位として事業を実施することは差し支えない。ただし、その場合においても基準に定める職員配置等の各要件を満たすこと。
また、基本開所時間を超える開所時間の制限については、区市町村長がその地域の実情に応じて定めることができる。
- ⑦ 運営主体は、事業の実施に当たり、児童の安全確保について特段の配慮を行うこと。
- ⑧ 事業は、一年を通じて実施すること。ただし、年度の途中で新たに事業を開始する場合にあつては、事業を開始した月以降、引き続き事業を実施すること。

(経費の補助)

第5条 事業の実施に必要な経費は、別に定める補助要綱により予算の範囲内で補助するもの

とする。

第3章 雑則

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月22日 22福保子家第1192号）

この要綱は、決定の日から適用する。

附 則（平成24年8月24日 24福保子家第298号）

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成28年1月14日 27福保子家第1012号）

この要綱は、平成28年1月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年11月7日 28福保子家第792号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成32年3月31日までの間は、改正後の都型学童クラブ事業実施要綱第4条第1号の規定の適用について、同号中「専用区画」とあるのは、「都型学童クラブ事業を実施する建物内で、児童が遊び、活動し、静養するスペース（ただし、廊下や台所・便所などは除く。）」とする。